

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
6月6日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(地域医療推進室).....一
- 農用地利用配分計画の認可(農業振興課)
保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課)
○選管告示.....二
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....三
- 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....三
- 公安委告示
技能検定員審査の実施.....四
- 教習指導員審査の実施.....四
- 雑報
争議行為の通知.....六

山口県告示第百八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年六月六日



名 称 所 在 地
山口県知事 村岡 嗣 政
認定が効力を有する期限

桑陽病院 防府市車塚町三番一〇号 平成二九、五、一六
一般財団法人防府消化 〃 〃 〃
器病センター 防府胃腸 〃 〃 〃
病院 〃 〃 〃

山口県告示第百八十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
氏名又は名称 農事組合法人あいさいの里	住 所 柳井市日積三九六四	所 在 柳井市日積字中大里四一、二九の三ほか二四二筆	二二七、二二三
有限会社友進	住 所 伊陸五四四六の四	所 在 伊陸字松田四三二〇の一ほか一筆	二二、九八六
農事組合法人ウエス ト・いかち	住 所 七四四六の四	所 在 伊陸字焼七三九三の三ほか六筆	一七、五九一
農事組合法人おおさこ	住 所 九五一	所 在 字藤ヶ迫一三二七の一ほか九筆	一四、四二二
農事組合法人ファー マー日積	住 所 日積六九三二の二	所 在 日積字岡ノ前一〇八の一ほか一五筆	四、八三〇
有限会社ジェイエイ南グリーン	住 所 余田三五〇の	所 在 余田字東長溝二三二七の一ほか一筆	三、一三九
長尾 主税	住 所 伊陸六四九	所 在 伊陸字崩前一五二四ほか五筆	二二、二五二
河添 貞彦	住 所 余田二五〇六	所 在 新庄字辻原二〇三三	二、七七八
下土井 進	住 所 三〇二二の	所 在 余田字大立田一五九三の一	二、〇三〇
葛岡・瓜迫農事組合法人	住 所 熊毛郡田布施町大字宿井二一九八	所 在 熊毛郡田布施町大字宿井字中島四〇ほか三八筆	九五、三三〇
農事組合法人アグリファーム木地の郷	住 所 野二二九九の一	所 在 大字波野字貞倉三〇ほか三六筆	六五、〇四〇

株式会社アグリ・サ ポート・カネモト	〃 二六九	田布施字初人四四ほか 一六筆	〃 三五、九五八
株式会社ファームラン	西三九四の一 大字川	井字瓜迫二七ほか一筆 大字宿	〃 五、三七〇
福本 卓雄	田布施一九三四の一 大字下	田布施字曾比賀 大字下 の二のほか三筆	〃 九、一八九

二 認可年月日
平成二十六年六月四日

山口県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 萩市大字佐々並字吉敷地一八〇二の二、一八〇二の四四から一八〇二の四六まで、一八〇二の六〇、一八〇二の六一
 美祢市秋芳町別府字砥石場一一八、一一九の一、一一九の二、一一二〇、一一二一、二九四七の一から二九四七の五まで、字河内神一一二、一一二四の一から一一二四の三まで、一一二五の一、一一二五の二、一一二六、一一二八、二九四六の一から二九四六の四まで、二九四六の七から二九四六の一〇まで、字ヒノ久保一一三〇、二九四三から二九四五まで、字白はげ一一三四、一九八八、一九八九、二九四〇、二九四二、字四畠一五三五、一五三六、一五三六の一、字権現山二〇九二の八、字水谷二〇九七の一から二〇九七の四まで、二〇九七の六から二〇九七の一〇まで、二〇九七の一三、二〇九七の一五から二〇九七の五〇まで、字火ノ久保二〇一一、二〇一二、二〇一三の一、二〇一三の四、二〇一四の一から二〇一四の三まで、字田ノ口二〇一五の四から二〇一五の八まで、字影平二九九二の一から二九九二の五まで、二九九二の七から二九九二の一まで
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 萩市大字高佐下字滑谷七七五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三三七号橋りょう補修工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭補修工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年六月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十六年六月九日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年七月二十五日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇―二一〇三九六)にすること。



山口県選挙管理委員会告示第六十九号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月六日
山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭
「社会保険下関厚生病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七十号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月六日
山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭
「下関社会保険介護老人保健施設サンビュー下関」を「独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター附属介護老人保健施設」に改める。



山口県公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十六年六月六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十六年七月十一日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十六年六月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となつている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第二十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十六年六月六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月九日(水曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年六月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円

四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

千二百円

五 自動車教習所に関する法令についての知識

千二百円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千五百円

備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十一日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年六月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
 七 審査手数料
 九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考
 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。
 八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)とする。

平成二十六年六月六日印刷
 平成二十六年六月六日発行

発行人 山口県庁



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十六年六月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事件

- (一) 夏季一時金の要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件
- (四) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十六年六月七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。